東京都新型コロナウイルス感染症対策審議会の書面開催の結果について (令和4年2月10日開催)

1 委員

◎猪口 正孝 東京都医師会 副会長

太田 智之 みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

調査本部 チーフエコノミスト

大曲 貴夫 国立国際医療研究センター 国際感染症センター長

紙子 陽子 紙子法律事務所 弁護士

濱田 篤郎 東京医科大学病院 渡航者医療センター特任教授

(◎は会長)

2 議事

「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置(案)」について

3 審議会の意見等

「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置(案)」については、妥当である。

(猪口会長)

現在の新型コロナウイルス感染症の都内流行状況は、2月5日において新規陽性者数が20,654人で1日の新規陽性者数としては過去最多を記録し、新規陽性者数の7日間平均は、2月9日時点で約17,686人/日となっており、2月3日のモニタリング会議では「これまでに経験したことのない危機的な感染状況」とコメントされている。一方で1月初旬に1,000%を超えた感染の一週間の増加比は2月9日時点で約110%まで下降してきており、増加から減少の局面になりつつある可能性もみえてきてもいる。こうした感染拡大の鈍化は同モニタリング会議で東京都医学総合研究所 西田 淳志社会健康医学研究センター長が公表した「都内主要繁華街における滞留人口モニタリング」において、繁華街における夜間滞留人口の減少と相関していることが示されている。すなわち現行の「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置」が有効に機能していることが推測され、いまだ減少局面に移行したと言い切れない状況においてこの措置を3月6日までの3週間延長することは適であると考える。

(太田委員)

東京都では引き続き高水準の新規感染者が確認されており、まん延防止等重点措

置については期間の延長が適切と考えられる。

延長期間についても新規感染者数や陽性率などの各指標をみる限り、3週間とすることに違和感はない。

また政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言にある通り、オミクロン 株の感染力は強く、学校や介護施設はもとより事業所内でのクラスターも少なから ず発生している。かかる状況下、接触機会を可能な限り減らすべく、都内事業者に 対して出勤者の削減目標の設定ならびその履行を要請することは適切と考える。

(大曲委員)

審議事項に賛成する。都民の協力により新規陽性者数の先週今週比も100%近くまで低下しつつある。夜間のレジャー目的の滞留人口も確実に減少傾向にある。しかし中等症以上の入院患者は増加傾向にあり、新型コロナウイルス感染症の診療はむしろ今後厳しい状況になっていく。特に高齢者施設でのクラスターの多発や、10歳未満の小児の患者数の増加がみられている。ここで対策を緩めると、再度の新規陽性者数の上昇から医療だけでなく社会機能の低下状態の遷延を来しかねない。このような理由により、現在の対策の継続が必要と考える。

(紙子委員)

• 意見:

このたびの措置内容案は、概ね1月21日からの措置内容を維持するものである。 結論として、今回の措置内容案は適当であると考える。

理由:

この間の推移を見ると、先月の未曾有の感染拡大を経て、現在は感染増加のペースが鈍化し、ピークアウトか高止まりの岐路にあるように思われる。1月は検査キットの入手困難も広く報じられ、検査能力が不足していれば実際の感染の広がりを捕捉できていない懸念も考えられたが、都の検査実施数は1月から従来の数倍に増えており、検査逼迫による把握不足には至っていないようである。

措置の効果をみると、東京都の主要繁華街滞留人口モニタリングによれば、1月21日の措置開始後、夜間滞留人口が前年の緊急事態宣言中の程度に低下しているとのことで、同時期に実効再生産数も低下した。夜間滞留人口が大幅に減じた沖縄や広島では感染拡大の勢いに歯止めがかかりつつあるとの報告にも照らせば、夜間人口の減少につながる飲食店の時短営業や人数制限の現行措置には、一定の感染抑制効果があったものとみられる。

医療提供体制に目を向ければ、重症者が徐々に増加しており、また感染者増によって医療従事者が不足し、コロナ確保病床や一般の医療提供が滞りかねない。

したがって、飲食店を始め各種事業者への打撃は大きいものの、これ以上の厳しい制限を回避するためにも、現状では、現行の時短営業、テーブル人数の制限等の措置を継続することが止むを得ないと考える。

オミクロン株によって、都民にとって感染が非常に身近な現実となった。軽症が多いとはいえ、救急搬送困難事例の多さからも危機感があり、都民も事業者もこれ以上の感染拡大は耐えがたいという思いであろう。今後、感染拡大を抑え、エッセンシャル・ワーカーの業務や、対人・対面での支援を必要とする子どもや高齢者等の福祉を維持していくために、今しばらくは、可能な方にはテレワークを実施していただき、多くの都民に混雑や密集を避ける行動を促す時期であろう。

したがって、都民向けの要請、事業者に対して BCP の策定や休暇取得の促進、出勤目標の想定を求める要請についても、適切であると考える。

(濱田委員)

審議事項について基本的に異議はない。

オミクロン株の拡大に伴い東京都内では感染者数が増加しているが、まん延防止等重点措置の効果などで、増加率は次第に低くなってきている。その一方で都内の中等症や重症の患者数は急増しており、それに伴い感染者の受け入れ医療機関などではコロナ病床のひっ迫状態が生じている。こうした状況から、まん延防止等重点措置の3月6日までの延長は必要と考える。

今回のまん延防止等重点措置の内容は、2022年1月21日から実施されているものとほぼ同一であるが、「3.事業者向けの要請」として、テレワーク活用の促進等が新たに追記されている。1月13日の審議会においても、オミクロン株の特性を踏まえると、対策の要点は健康面だけではなく、社会面、欠勤を少なくするという点について、私から提言しているが、今回のオミクロン株の特性を考慮すると、テレワークの活用は欠勤者増加に対処する業務継続の観点から必要な対策と考える。